

特別避難階段の付室に設ける外気に向かつて開けることのできる窓及び排煙設備の構造方法を定める件等の一部改正案に係る意見募集に寄せられた御意見と御意見に対する考え方

寄せられた御意見	御意見に対する考え方
<p>(対象部分:第二 四 口 (5))                      ・Veについて、「当該空気逃し口からの水平距離が三十メートル以下となるように設けられた排煙機」とあるのは「排煙口」とした方が適切ではないでしょうか？また「開放されている排煙風道に直結する排煙機の排出能力」との関連が理解できません。「当該空気逃し口からの水平距離が三十メートル以下となるように設けられた排煙口の排出能力の合計で、かつ、開放されている排煙風道に直結する排煙機の排出能力以下」という意味でしょうか？</p>	<p>Veについては、排煙口の排煙機による排出能力としております。</p>
<p>(対象部分:第二 四 八 (1)(i))                      ・遮煙開口部の基準において、                      (1)隣接室の壁等の条件が「令第115条の2の2第1項第1号に掲げる基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備」とされていますが、壁とは異なり、遮熱性が要求されていない防火設備が連続設置された区画が形成されるおそれがあるため、条件の再検討をお願いしたい。                      (2)(ii)の排出風速に適合する隣接室の壁等の条件が「準耐火構造の床等の区画以外」をひとまとめに括っていますが、以下のような安全側の条件を付記することが適切と考える。                      ① 出入口扉や天井内を貫通している風道や配管等を除き、原則、床面から天井内の上階スラブ面まで不燃材で覆われていること。                      ② 上記不燃材はガラス材以外、例えば石膏ボード(厚さ12.5mm)1枚貼り以上であること。                      (3)遮煙開口部にガラリその他の圧力調整装置を設けることとされておりますが、隣接室の煙層の攪乱を防止する観点から、当該装置の設置高さの上限を定められた方が良いのではないのでしょうか。</p>	<p>隣接室の区画となる壁の条件として、当該特定防火設備を設ける開口部の幅の総和を当該壁の長さの4分の1以下とする場合に限り、また、火災室からの火熱の影響を一定程度抑制するため、間仕切壁の条件を限定するとともに、小屋裏・天井裏を介した煙侵入を防止するため、小屋裏・天井裏まで間仕切壁を立ち上げることとしております。なお、ガラリや圧力調整ダンパー等を通じて流入する空気が隣接室の煙層を乱すことを防止するため、ガラリ等の設置位置を天井から80cm以下としております。</p>
<p>・Veは、排煙が目的でなく、当該室の圧力を減ずることが目的であり、当該室のいづれに設置しても効果は同じであり、「当該空気逃がし口からの水平距離が30m以下」に排煙機(排煙口)を設置する必要はないのではないのでしょうか。</p>	<p>避難安全検証において加圧防排煙を用いた場合に、令第126条の3第1項第3号が適用除外となることにより支障が生じないよう、空気逃し口を30m以内に設ける規定としております。</p>
<p>・空気逃し口は、給気口の開放と連動して開放させる旨が規定されているが、隣接室又は一般室に設けられた排煙口に関しては連動させる旨を規定すべきではないか。</p>	<p>Veを見込むことができる排煙口については、付室の給気口の開放に伴い自動的に作動するものに限っております。</p>
<p>(対象部分:第二条第4 項ハ(2)(イ))                      ・「ガラリ」、「圧力調整ダンパー」の仕様が明記されていないため、具体的な仕様を明らかにしていただきたい。</p>	<p>設計の自由度に配慮し、仕様によってガラリ等の形状・構造方法を限定せず、必要開口面積を示しているところです。</p>
<p>・「遮煙開口部にガラリ…(中略)…が設けられていること。」とあるが、このガラリは防火設備(ダンパー等を備えたもの)と明記すべきである。</p>	<p>遮煙開口部に設けられた防火設備については、令第123条又は令第129条の13の3において規定されているところであり、本告示において改めて規定する必要はないものと考えます。</p>